平成２４年（フ）第２７号
愛媛県西条市古川乙240番地３
債務者　大西裕見子
1　決定年月日時　平成24年３月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２４年（フ）第２９号
愛媛県新居浜市新須賀町２丁目９番141号
債務者　神野　千代
1　決定年月日時　平成24年３月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２４年（フ）第３０号
愛媛県西条市小松町新屋敷甲1370番地３、前住所愛媛県西条市大町1644―４プラザオーシャンビル302号
債務者　曽我りょう子
1　決定年月日時　平成24年３月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２４年（フ）第２８号
愛媛県今治市北日吉町１丁目11番10号　ライオンズマンション704号、旧住所香川県三豊市豊中町下高野2756番地５
債務者　越智　博之（旧姓宇川）
1　決定年月日時　平成24年３月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２３年（フ）第５０号
高知県高岡郡越知町越知丙193番地
債務者　山﨑　利昭
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２３年（フ）第５６号
高知県吾川郡仁淀川町大平1392番地
債務者　岡部　武雄
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２４年（フ）第３２号
福岡県久留米市上津町2228番地1498
債務者　西田　　亮
1　決定年月日時　平成24年３月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第３３号
福岡県久留米市西町881番地１　橋詰コーポ６号
債務者　大部　竜治
1　決定年月日時　平成24年３月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第３８号
福岡県久留米市安武町住吉1792番地
債務者　堤　　義孝
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第１８号
福岡県八女市室岡154番地　室岡団地３号
債務者　石崎　建夫
1　決定年月日時　平成24年３月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２４年（フ）第１０号
大分市大字下郡1586番地の１　エクセレント下郡５
債務者　青松　優子
1　決定年月日時　平成24年３月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１５号
宮崎県日南市大字楠原27番地４
債務者　杉田　秀行
1　決定年月日時　平成24年３月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２４年（フ）第３８号
宮崎県都城市都原町18番地６
債務者　岩元　　瞳
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２４年（フ）第４３号
宮崎県延岡市旭ケ丘６丁目４番地１
債務者　甲斐　節子（旧姓持原）
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２４年（フ）第８２号
鹿児島県鹿児島市荒田１丁目22番３号　山之内コーポ105号
債務者　室屋　勇樹
1　決定年月日時　平成24年３月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第８８号
鹿児島県日置市伊集院町下谷口2045番地６　リリィハイツ宇都102
債務者　石橋　明美
1　決定年月日時　平成24年３月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第４号
沖縄県宮古島市平良字下里525番地１
債務者　下地　一仁
1　決定年月日時　平成24年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
那覇地方裁判所平良支部